

学びへつなぐ地域型学習支援業務 委託仕様書

1. 件名

学びへつなぐ地域型学習支援業務

2. 調達の種類・方法

- ・委託契約
- ・「7. 実施内容（2）学習会の開催」に要する講師の配置については単価契約とし、講師1人あたり契約単価を設定し、実際に配置した数（延べ数）に応じて支払う。ただし、委託契約に定める金額を支払いの上限額とする。
その他の経費については総価契約とする。

3. 委託期間

契約締結日から 2027 年 3 月 31 日まで

4. 業務の目的

こどもの貧困の連鎖を防止するためには、家庭の経済的な事情等により学習機会を十分に得られていない子どもに対して、その機会を提供することが重要である。また、昨今、ほとんどの中学生が高校等へ進学する状況下において、いかに地域社会全体で効果的な学習支援を実施するのが課題となっている。

本業務は、①高校受験・進学を目指した学習の場を提供すること、②高校受験・進学の先の目標として、社会人としてのなりたい自分を描けるように、先輩や大人と接する機会を提供すること、③地域全体で子どもを支える機運を醸成することを目的とし、無料で受講できる学習会等を実施するものである。

5. 対象者等

本業務は、以下の①～③に該当する子どもを対象に実施することとする。

- ①生活困窮者自立支援法における自立相談支援、生活保護を受けている世帯の中学生
- ②児童扶養手当世帯、就学援助世帯の中学生
- ③その他、経済的な事情等により学習機会を十分に得られていない中学生

※新規申込は中学生のみとする。

※中学生のときに参加していた受講生が、中学校卒業後に、継続して本業務の学習支援会場を居場所として利用することも可能とすること。

6. 実施場所等

本業務は、最大で以下の4会場で、それぞれに定める条件のとおり実施することとする。

①灘区

会場：灘区文化センター

実施時期：毎週火曜・金曜（18時30分～20時30分）

回数・初回開講日：56回以上・2026年9月1日（火曜）

定員：30名以上

②北神

会場：北神区文化センター

実施時期：毎週火曜・木曜（18時30分～20時30分）

回数・初回開講日：55回以上・2026年9月1日（火曜）

定員：30名以上

③西区（玉津エリア以外）

会場：西区文化センター

実施時期：毎週月曜・金曜（18時30分～20時30分）

回数・初回開講日：56回以上・2026年9月4日（金曜）

定員：30名以上

④西区（玉津エリア）

会場：玉津南公民館

実施時期：毎週火曜・木曜（18時30分～20時30分）

回数・初回開講日：56回以上・2026年9月1日（火曜）

定員：20名以上

※部活動等により毎回受講できない中学生が一定数いることを踏まえ、受け入れる受講生の人数を設定すること。また、定員は中学生のみをカウントすること。

※業務期間中、新たに生活困窮者自立支援法における自立相談支援、生活保護を受ける世帯（以下、「保護世帯等」という。）となった中学生が申し込めるよう、受入可能人数の約1割を随時申込枠として確保すること。

※会場使用に係る手続きは受託者が実施すること。

7. 実施内容

(1) 受講生の受け入れ

- ・本業務の会場では、2026年4月より「学びへつなぐ地域型学習支援事業補助金」の採択団体による学習支援（以下、「補助事業」という。）を実施している。本業務では、補助事業の受講生を継続して受け入れることとする。なお、受講生の情報については、必要に応じて補助事業の採択団体より引き継ぎを行う。
- ・業務期間中、新たに保護世帯等からの申込があった場合は、受講希望者や保護者との面談等により、学習支援を必要とする背景、受講に対する意向（継続して受講する意思があるか等）を確認し、本市が別途提示する受講生の決定にあたっての方針を踏まえ、総合的な判断のもと、受講の可否を決定すること。

(2) 学習会の開催

- ・学習会の開催に必要な講師（概ね受講生2人に対して講師1人）を配置すること。
- ・学習会の開催場所等は「6. 実施場所等」のとおりとする。
- ・市が別途委託する「「学びへつなぐ地域型学習支援事業」実施運営にかかる支援業務」の受託者と調整し、中学生に進学・就職等のイメージを持ってもらうことを目的とした取り組み（夢ゼミ）や体験学習（食育・英語プログラム）の受入調整を行い、当日対応をすること（学習会の中で実施）。
- ・学習会において、受講生からの様子や相談内容を踏まえ、必要に応じて区（福祉事務所）と連携をすること。
- ・中学3年生に対しては、進路等について個別の面談を適宜実施すること。

(3) 月報の作成および提出

- ・以下の内容について、市が指定する様式により翌月10日までに報告すること。
 - ①月ごとの受講生の登録者数
 - ②実施日ごとの受講生の出席者数および講師人数
 - ③「5. 対象者等①」に該当する受講生と継続参加する高校生の出欠状況および学習会での様子や相談内容、アプローチの状況

- (4) 事業の効果検証を行うための受講生・保護者に対するアンケートの実施
- ・市が提示するアンケート表をもとに、受講生へのアンケートを実施すること。
 - ・実施にあたっては、回収率の向上に努めること。
- (5) 実施運営団体同士の情報交換会等への参加
- ・本業務に関わる者の内少なくとも1名は実施する会場のエリアに応じて実施運営団体同士の情報交換会（オンライン開催）に参加すること。
- ①東部エリア（東灘・灘）
- 2026年10月15日（木）14時～15時
2027年1月21日（木）14時～15時
- ②中北部エリア（中央・兵庫・長田・北）
- 2026年11月18日（水）11時～12時
2027年2月17日（水）11時～12時
- ③西部エリア（須磨・垂水・西）
- 2026年9月16日（水）10時～11時
2026年12月16日（水）10時～11時
2027年3月17日（水）10時～11時
- (6) 年度末に実施する成果報告会への参加及び報告資料の作成
- (7) 次期（2027年度）への引継ぎに関すること
- ・本業務に参加する中学生（1・2年生）は、次期（2027年度）4月～6月の学習会を継続して受講することができることとしているため、継続受講について適切な時期に受講生へ案内するとともに、次期実施団体への円滑な引継ぎを実施すること。引継ぎに必要なデータ等は無償で提供すること。
- (8) その他学習支援の実施運営にかかる事項
- ・事前に出欠確認を行うほか、欠席が続いている受講生に対しては、参加を促すこと。
 - ・欠席が1カ月以上続く場合は、受講生としての登録を解除する等の対応も可とする。その場合は、必ず事前に受講生にその旨を連絡すること。なお、「5. 対象者等①」に該当する受講生の場合は、本市と情報共有すること。
 - ・スタッフや講師に対して、学習支援を行うため必要な研修を行うこと。
 - ・受講状況や進路情報など、保護者に知っておいてもらいたい情報は積極的に共有すること。

8. 情報の取り扱いに関する事項

- (1) 業務の実施にあたって取り扱った個人情報については、市が定める委託契約約款第29条及び第30条に基づき守秘義務を課す。なお、業務履行後及び業務から退いた後も同様とする。また、個人情報を含む書類等の紛失がないよう万全を期すこと。
- (2) 個人情報保護の措置について、「個人情報保護法」及び「神戸市情報セキュリティポリシー」の規定を遵守すること。
- (3) 電子計算機により情報を取り扱う場合の措置について、「個人情報保護法」及び「神戸市情報セキュリティポリシー」の規定を遵守すること。

※神戸市情報セキュリティポリシー

<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>

また、本委託契約に関する情報の取扱いについては、『情報セキュリティ遵守特記事項』に定める事項に留意すること。

9. その他の確認事項

- (1) 受託者は、年度末に、この契約の履行に関して完了報告をしなければならない。完了報告は、業務実施の実績報告に加えて、業務に係る収支決算報告を含むものとする。
- (2) 受託者は、関係書類及び次に掲げる帳簿等を保管し、必要に応じて市に報告するものとする。
ア 契約書(写)及び仕様書 イ 会計関係書類 ウ 業務計画 エ 業務実績記録・統計 オ 関係書類 カ その他必要書類
- (3) 市が事業運営に必要な資料の作成や報告を求めた場合は、速やかに資料の作成や報告を行うこと。
- (4) 受託者は、仕様書に明記がない場合であっても、実施要領の趣旨に照らし必要と認められる業務は、市と協議の上誠実に履行するものとする。
- (5) 受託者は、本業務の遂行にあたり必要に応じて、市との協議を申し入れることができる。
- (6) その他疑義がある場合には、別途市と協議することができる。
- (7) 受託者は、本業務を実施する上で、受講生に損害が起きた場合や受講生が第三者等に損害を与えた場合には、その損害を賠償すること。このため、必要な損害保険等に加入し、証書等の写しを提出すること。

10. 支払い方法

- ・業務完了後、市の検査を経て、受託者からの請求に基づき支払う。